

日常生活用具一覧

[身体障害者手帳、療育手帳所持者]

障害	対象年齢	種類	対象者
介護・訓練支援用具	学齢児以上	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上
	3 歳児以上	特殊マット	知的障害 A2 以上、下肢又は体幹機能障害 1 級以上
	学齢児以上	特殊尿器	下肢、体幹機能障害 1 級（常時介護を要する者）
	3 歳児以上	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上（常時介護を要する者）
	学齢児以上	体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上（常時介護を要する者）
	3 歳児以上	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害 2 級以上
在宅療養等支援用具	学齢児以上	浴槽（湯沸器を含む） （注3）	下肢又は体幹機能障害 2 級以上
	3 歳児以上	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害であって入浴に介助を必要とする者
	学齢児以上	便器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上
	3 歳児以上	T 字杖、棒状の杖	平衡、下肢、体幹機能障害
	3 歳児以上	移動、移乗支援用具	平衡又は下肢若しくは体幹機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする者
	年齢制限なし	頭部保護帽	平衡、下肢、体幹、知的、精神障害（てんかんの発作等により頻繁に転倒する者）
	学齢児以上	特殊便器	上肢障害 2 級以上、知的障害 A2 以上
	年齢制限なし	火災警報機	身体障害 2 級以上、知的障害 A2 級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	年齢制限なし	自動消火器	身体障害 2 級以上、知的障害 A2 級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	18 歳以上	電磁調理器	視覚障害 2 級以上、知的障害 A2 級以上（視覚又は知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	学齢児以上	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上
	18 歳以上	聴覚障がい者用屋内信号装置（注2）	聴覚障害 2 級（聴覚障がいのみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）
	3 歳児以上	透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者
	3 歳児以上	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の障がいであって、必要と認められる者
	3 歳児以上	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の障がいであって、必要と認められる者
	18 歳以上	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者
年齢制限なし	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の障がいであって、必要と認められる者	
学齢児以上	盲人用体温計（音声式）	視覚障害 2 級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	

障害	対象年齢	種類	対象者
情報・意思疎通支援用具	学齢児以上	盲人用体重計	視覚障害 2 級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	学齢児以上	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって発声・発語に著しい障がいがある者
	学齢児以上	パーソナルコンピュータ（注5）	上肢障害 2 級以上又は言語、上肢複合障害 2 級以上（文字を書くことが困難な者に限る。）
	学齢児以上	情報・通信支援用具	視覚、上肢機能障害 2 級以上
	18 歳以上	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級）の障がい児（者）であって、必要と認められる者
	学齢児以上	点字器	視覚障害 2 級以上
		点字タイプライター	
		視覚障がい者用ポータブルレコーダー	
		視覚障がい者用活字文書読上げ装置	
	学齢児以上	視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者であって本装置により文字等を読むことが可能になる者
18 歳以上	盲人用時計	視覚障害 2 級以上（音声時計は、手指の感覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とします。）	
学齢児以上	聴覚障がい者用通信装置（注5）	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいのある者	
3 歳児以上	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者	
年齢制限なし	人工喉頭	喉頭摘出した音声機能障がい者	
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	
排泄管理支援	3 歳児以上	ストマ装具	ストマ造設者
		収尿器（紙おむつ）（注4）	高度の排便、排尿機能障がい者のある全身性障がい者
		収尿器	高度の排尿機能障害
住宅改修費	学齢児以上	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する者であって障害等級 3 級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害 2 級以上の者）

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢または体幹機能障害に準じ取扱います。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含みます。
- 3 「浴槽（湯沸器含む）」については、実施主体が必要と認める場合には、「浴槽」および「湯沸器」を個々の種目として給付します。
- 4 紙おむつの支給対象者は 3 歳以上であって、次のいずれかに該当する者としてします。
- (1) 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん及びストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具を必要とする者
- (2) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、身体障がい者更生相談所若しくは指定自立支援医療機関（育成医療）の判定により紙おむつ等の用具類を必要とする者
- 5 種類のパーソナルコンピュータ及び聴覚障がい者用通信装置のうちファクシミリについては、住民税非課税世帯である者に給付できるものとします。

[難病指定を受けた方]

種類	対象者
便器	常時介護を要する者
特殊マット	寝たきりの状態にある者
特殊寝台	寝たきりの状態にある者
特殊尿器	自力で排尿できない者
体位変換器	寝たきりの状態にある者
入浴補助用具	入浴に介助を要する者
歩行支援用具	下肢が不自由な者
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者
意思伝達装置	言語機能を喪失した者または言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患患者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる者
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある者
移動用リフト	下肢または体幹機能に障がいのある者
居宅生活動作補助用具	下肢または体幹機能に障がいのある者
特殊便器	上肢機能に障がいのある者
訓練用ベッド	下肢または体幹機能に障がいのある者
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者